

一般財団法人 日本航空協会  
制定 昭和61年4月1日  
改定1 平成15年4月1日  
改定2 平成16年11月17日

## 滑空機公式立会人規程

日本航空協会は、F A I（国際航空連盟）正会員の資格に基づき滑空機公式立会人規程を制定する。

### 1. 目的

この規程は、F A I スポーツ規程第3編クラスDに定める滑空機飛行成績)以下「滑空飛行成績」という)の証明のため立会う公式立会人の権限および責任ならびに認定について定め、証明業務の円滑公正な実施をはかることを目的とする。

### 2. 定義

公式立会人とは、滑空飛行成績の証明のため公式に立会うことについて、日本航空協会会長(以下「航空協会会長」という)の認定を受けた者をいう。

### 3. 認定

3-1 航空協会会長は、申請者の申請および航空協会会長の認めた団体の長の推薦により、必要に応じて講習を行い公式立会人を認定する。

3-2 航空協会会長は、認定した公式立会人に番号を付し、登録する。

3-3 滑空の場合、国際F A I 技能章課題飛行証明を公式立会人が行わなければならないため、愛好者の便宜を図るため、定期的に公式立会人を認定する制度を導入し、都度認定(当該飛行計画期間のみ認定する制度)原則行わない。

(1) 公式立会人の認定期間は、1月1日から認定の年を含む3年目の12月31日までとする。

(2) 上記期間中にこの制度による新たに認定した公式立会人の有効期限は、前項(1)と同年月日までとする。

3-4 公式立会人の認定は、申請者に滑空機公式立会人認定証明書を交付することにより行う。

3-3 項による滑空機公式立会人認定証明書の様式は、第1号様式のとおりとする。

都度認定証明書の様式は、第4号様式のとおりとする。

### 4. 資格申請

4-1 公式立会人の認定申請は、次に定める資格および要件を満足する者でなければ申請することができない。

(1) 有効なF A I スポーティングライセンスを所有していること。または交付申請中であること。

- (2) 日本滑空記章規程に定める銅章以上の記章を有すること。
- (3) 日本滑空記章試験員として、5年以上の経験を有すること。
- (4) 認定を申請する日までに30歳に達していること。
- (5) 航空協会会長が認める団体の長の推薦があること。
- (6) 航空協会会長が必要と認める研修を受けていること。

4-2 前項 4-1(1)から(6)項までの規程にかかわらず、航空協会会長の特に認める者は、公式立会人の認定申請を行うことができる。

4-3 3. 項により定期的に認定されている公式立会人に、飛行立会いを依頼する時は挑戦者と立会人との間に、本項(a)から(e)項のいずれの項目にも該当していない者を選ばなければならない。

挑戦飛行の場合は、計画書の公式立会人欄に公式立会人氏を明記する。

航空協会は、計画書に指名された公式立会人が本項規程に合致しないときは、立会人を否認することができる。

- (a) 記録挑戦の実行計画書または実行協力者の一員
- (b) 成功報酬を得る者
- (c) 挑戦者のスポンサー、またはそのスポンサーにより雇用された者
- (d) 挑戦者が経営する会社の社員、挑戦者の直属の上司または部下、あるいは家族
- (e) 本項(a)から(d)項のいずれかと類似の関係を有し、公正な証明を行う点において疑問をもたれる者

4-4 本規程 9-1 項に定める公式立会人認定の取消しを受けた者は、その日から認定を申請する日までに4年以上経過していること。

## 5. 申請手続

公式立会人の認定を申請しようとする者は、公式立会人認定申請書（第2号様式）に滑空機公式立会人推薦書、滑空指導経歴書（第3号様式）を添えて航空協会会長宛申請する。

## 6. 公式立会業務の実施

- 6-1 公式立会人は、滑空飛行を行う機長の申請により公式立会いを行う。
- 6-2 F A I スポーツ規定総則編、および第3編クラスDの規定に基づき立会い業務を行う
- 6-3 公式立会人は、滑空飛行を監視する。
- 6-4 公式立会人は、実施した飛行の資格、証拠、成績について審査し合格または不合格を判定する。

## 7. 証 明

- 7-1 公式立会人は、直接立会った飛行成績に限り証明することができる。
- 7-2 曳航機機長は、その飛行の曳航離脱点を証明できる。
- 7-3 公式立会人は、自己の管理範囲外で生じた飛行の証明をするためには2人の証人からその事実を確かめた後に連署しなければならない。
- 7-4 公式立会人は、申請者が滑空飛行成績の審査に合格した場合、合格証明を行う。

7-5 合格証明は、申請者に合格証明書を交付することによって行う。

7-6 合格証明書の様式は、F A I 国際滑空記章交付規程に定める。

## 8. 報 告

公式立会人は、滑空飛行の公式立会いを終了後すみやかに航空協会会長にその結果を報告しなければならない。

報告書の様式は、日本滑空記章試験員規程に定める、日本滑空記章試験／F A I 国際滑空記章試験報告書様式とする。

## 9. 取消しおよび返納

9-1 航空協会会長は、公式立会人が次の各号の一に該当するときは、その認定を取消し、または期間を定めて認定の停止もしくは制限することができる。

(1) F A I スポーツ規定、F A I 国際滑空記章交付規程および本規程に違反したとき。

(2) 公式立会人として業務を行うにあたり、非行または重大な過失があったとき。

(3) 指定された研修を受けなかったとき。

(4) 公式立会人またはその代理人より、認定辞退の通知があったとき。

9-2 公式立会人は、認定を取消されたときは、すみやかに公式立会人認定証明書を航空協会会長に返納しなければならない。

## 10. 公式立会の拒否

公式立会人は、滑空飛行成績を審査するにあたり、資格、証拠および記録装置に不備のある場合は立会を拒否できる。

## 11. 研 修

公式立会人は、F A I スポーツ規定のうち滑空に関連する部分について学習し、また業務の円滑公正な実施を図るため研修に務めなければならない。

## 12. 公式立会料

公式立会人は、滑空飛行のための公式立会料を制定し、納付させることができる。

## 13. 実費請求

公式立会人は、公式立会に必要な旅費、宿泊費、食費およびその他の実費を申請者に請求することができる。

付 則 この規程は平成15年11月16日から適用する。

第 1 号様式

滑空機公式立会人認定証明書

Class 滑空機 No. \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_

上記の技能あることを証明し、これを交付する。

発行日 年 月 日

有効期限 年 月 日

一般財団法人 日本航空協会会長

JAPAN AERONAUTIC ASSCIATION

第2号様式

滑空機公式立会人  
認定申請書

平成 年 月 日

一般財団法人 日本航空協会 会長 殿

ふりがな

氏名.....<sup>㊞</sup>

住所

〒..... Tel:

E-mail address:

滑空機公式立会人認定を受けたいので下記のとおり申請します。

1. 申請 新規・更新
2. 認定申請期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
3. 本 籍 .....(都道府県)
4. 出 生 明治／大正／昭和 年 月 日  
(西暦 年)
5. 性 別 男 ・ 女
6. 所属クラブ .....
7. 学校／職業 .....
8. FAI スポーティングライセンス番号 No. ....有効期限.....年／.....交付申請中
9. 公式立会人番号 第.....号
10. 滑空記章 .....章 第.....号
11. 操縦教育証明 滑空機 第.....号
12. 試験員経歴 (限定.....章) 第.....号 (新規申請時のみ)  
期間 .....年.....月.....日 (はじめ) から  
.....年.....月.....日 まで
13. 添付書類 1) 滑空指導員経歴書 1通(裏面)  
2) 推薦書 1通(裏面)



航協第\*\*一\*\*\*号

認定証  
公式立会人

公式立会人

氏名

種目

記録の種類

認定期間 平成\*\*年\*\*月\*\*日～平成\*\*年\*\*月\*\*日

飛行場所

上記の者を公式立会人と認定します。

平成\*\*年\*\*月\*\*日

一般財団法人 日本航空協会

会長 野村 吉三郎